

# 「イスラーム国」による宗教的社会的形成

高尾 賢一郎

## 1 問題設定

2014年6月、イスラーム・スンナ派の武装集団「イスラーム国」(以下、IS)は、イラク第2の都市モスルを制圧した。そして、首領アブー・バクル・バグダーディーによる「カリフ(イスラーム世界の政治指導者)」僭称を通して、政体「カリフ制」の再興を宣言した。以降、ISは既存の国境を無視した宗教的社会的建設を目的とし、空前の「テロ組織」のごとく捉えられている。その中でも、特に関心が寄せられるのは、支配地域での宗教に則った社会形成である<sup>1)</sup>。それはISにとって、樹立したカリフ制の効果を示すという意味を持つ。

そこで本稿は、ISが取り組む宗教的社会的形成の一端を、既存の社会の破壊と新たな社会の創造の両面から考察したい。これにあたって着目するのは、墓廟を中心とした宗教施設の破壊と風紀取り締まり「ヒスバ」である。まず墓廟破壊に関して、多神教や偶像崇拜を否定する観点から、特にスンナ派イスラームでは、死者を祀る墓廟や参詣の是非がしばしば問われてきた。近代以降は、ワッハーブ主義のような正統スンナ派を掲げる諸勢力が積極的な墓廟破壊を行っており、彼らにとってそれはイスラーム社会の形成に向けた一種の「狼煙」と言えた。またヒスバは、女性のヴェール着用や商店の不正、男女の隔離といった、宗教規範にかかわる風紀の市中での取り締まりを指す。墓廟破壊同様、ヒスバはイスラームに則った社会の形成における象徴的なプロセスであり、サウジアラビアやイランといった「保守的

とされる国々では政府機関がこれを担うなど、一部制度化されている。

もともと、多くのイスラーム地域において、以上2つは過剰な宗教実践と映り、特にヒスバは「私刑」とも言える事態につながることで批判を招きやすい<sup>2)</sup>。しかしながら、その希少さ故に、厳格な宗教的統治が敷かれていること、ひいては「正しい」イスラーム社会が形成されていることを主張しうる側面を持つ。本稿は、ISが発行する教本や広報資料、また声明文を頼りに、同組織が墓廟をはじめとする宗教施設の破壊とヒスバをどう位置づけているか、またそこから同組織のどのような思想的性格、あるいは組織としての生態が浮かび上がるかを検討する。

## 2 墓廟を中心とした宗教施設の破壊

まずは、ISが行う宗教施設の破壊の実態について整理する。これにあたり、その中心となる墓廟をめぐって関連する研究ではどのような関心が寄せられてきたのかを確認することから始めたい。

### (1) 墓廟とその破壊をめぐる関心

初期イスラーム、またそのあり方を重んじる厳格な解釈においては、墓石や墓碑が禁じられるという理解が存在する<sup>3)</sup>。一方、歴史上では様々な偉人の墓廟が建てられ、参詣(ziyāra)の対象となってきた。このことは、イスラームの宗教実践における地域・時代的多様性を示す実例として、多くの関心を集めている<sup>4)</sup>。

中でも、しばしば墓廟参詣を扱うのは歴史学と

人類学である。歴史学に関して、例えば大稔の研究は、12-17世紀のカイロ郊外「死者の街 (al-qarāfa)」を対象に、預言者ムハンマドの末裔や様々な「聖者」の墓廟を参詣する慣習が根付いていた様子を描き出す<sup>5)</sup>。ここでは、偽物の墓廟建立や墓碑改ざんの事例、また墓廟が建てられた土地 (の基準) についての議論を通じて、官民双方が墓廟参詣に強いこだわりを示していたことが分かる。また、17世紀以降のシーア派の聖地参詣を扱う守川の研究は、初代イマーム (シーア派イスラームの政治・宗教指導者) であるアリーの末裔の墓廟への参詣が奨励されるシーア派の特性を背景に、外交活動や教義解釈を通して墓廟参詣の慣習が確保される様子を描き出す<sup>6)</sup>。

人類学において、墓廟参詣は故人に神への「執り成し (shafā'a)」を願うという念願成就の機能を持っていることなどが注目されてきた<sup>7)</sup>。下エジプトの事例を取り上げる大塚の研究では、願いが成就した際に参詣者による供物がなされることから、墓廟参詣を通じた「現世利益」とその「交換」のメカニズムが検証されている<sup>8)</sup>。また、チュニジア中部の農村を事例とした鷹木の研究は、村で行われる人生儀礼を通して、廟参詣が人々の生活サイクルにとって重要な構成要素となっている様子を描き出す<sup>9)</sup>。

一方、一部の神学者や法学者は、墓廟や参詣を多神崇拜 (shirk) や異端要素 (bid'a) になりうるという観点から批判し、このことが正統スンナ派主義を扱う思想史研究でしばしば取り上げられてきた。代表的なものは、中世のハンバル派法学者イブン・タイミーヤ (Taqī al-Dīn Aḥmad ibn Taymīya, 1263-1328)、そして彼の流れを組むワッハーブ主義や近現代のサラフィー主義の思想家に関する研究である<sup>10)</sup>。またこれに関連して、ワッハーブ主義に基づいて興ったサウジアラビアといった、墓廟の建立や参詣が禁止ないしは忌避された地域の研究がある。サウジアラビアでは建国の過程で積極的な墓廟破壊が行われ<sup>11)</sup>、これは同国を厳格なイスラーム国家として他のムスリム

諸国から区別する指標の1つとなっている<sup>12)</sup>。以上のように、墓廟と参詣は、イスラーム世界における地域・時代毎の多様性を示す例として注目を浴びつつ、それらの否定が、正統スンナ派主義における一種の定番化した思想、行動様式とも捉えられてきた<sup>13)</sup>。

## (2) 墓廟破壊の背景

では、ISの墓廟破壊はどのような特徴を持っているのか。まずはISの広報資料や声明を通して、同組織の墓廟他の破壊への理解を確認し、その上で実際の破壊行動を眺めたい。

ISの英字機関誌『ダービク (*Dābiq*)』では、発行当初より墓廟破壊について報じられてきた。2014年7月発行の第2号では、「ニーナワー州における多神教 (shirk) の破壊」と題して、爆破される墓廟の写真とともに、「ISの兵士が、墓の破壊は義務であることを人々に説明している」様子が紹介される<sup>14)</sup>。また、2015年春以降に発行されている教学書のシリーズの1つ、「ヒンマ文庫 (Maktaba al-himma)」からは、同7月に墓廟破壊に関する書『アッラーの預言者たち——彼らに平安あれ——の偽の墓を破壊する正当性についての裁定の言 (*al-Qaul al-faṣl fī mashrū'īya hadm al-qubār al-maz'ūma li-anbiyā' allāh: 'alay-him al-salām*)』が発行された。同書では、ISが諸預言者やイブン・タイミーヤの教えに倣って「預言者たち——彼らに平安あれ——のいんちきな史跡 (ma'ālim) を破壊」していると説明される<sup>15)</sup>。このように、ISにとって墓廟は多神崇拜につながる異端行為となり、それを破壊することは教義的に「正しい」行為と位置付けられる。

## (3) 墓廟などの宗教施設の破壊実績

続いて、墓廟を含めた具体的な宗教施設の破壊について確認する。表1は、ISが発表した破壊実績を、2014年6月～2015年8月の間を対象範囲として一覧したものである。

これによると、発足以来、ISはイラク・シリ

表1 ISが発表した同組織による宗教施設の破壊

年	月	日	州 <sup>16)</sup>	概要
2014	7	5	ニーナワー	イラクのニーナワー県各地で、墓廟 (aḍriḥa) や偶像 (authān) を破壊：クッバ・フサイニーヤ (ḥusaynīya al-Qubba、於モスル)、アフマド・リファーイー (Aḥmad al-Rifāī) の墓 (於マフラビーヤ (al-Maḥlabīya))、ジャウワード・フサイニーヤ (ḥusaynīya jawwād、於タル・アフアル (Tal 'Afar)) <sup>17)</sup>
	8	26	バグダード	イラクのディヤーラー県で、ラーフィダ <sup>18)</sup> の信仰所 (ma'bad) を破壊。
		30	ニーナワー	イラクでヤフヤー・アブー・カースィム (Yahyā Abū al-Qāsim) の墓を破壊 <sup>19)</sup>
12	22	ダマスカス	シリアのダマスカス郊外ビル・カサブ村 (Bi'r al-Qaṣab) で、多神教徒の史跡 (ma'ālim al-shirk) を破壊	
2015	1	26	トリポリ	リビアのトリポリ市で、墓廟 (aḍriḥa) と多神教徒の史跡 (ma'ālim al-shirk) を破壊
	2	15	ラッカ	シリアのラッカ県で、偶像 (authān) を破壊
	4	4	ディジュラ	偶像 (authān) を破壊 (場所への言及なし)
		11	ニーナワー	イラクで勸善懲悪 (al-amr bi-l-ma'rūf wa al-nahy 'an al-munkar) の一環で古代遺跡を破壊。
	5	4	トリポリ	リビアのトリポリ市で、多神教徒の史跡 (ma'ālim al-shirk) を破壊
		22	ナジュド	サウジアラビアのカティーフ県でラーフィダの信仰所 (ma'bad) を破壊 ※自爆攻撃
	6	17	サナア	イエメンのサナア市で、多神教徒 (al-mushrikīn) のフースィー派の信仰所 (ma'bad) を破壊
		20	サナア	イエメンのサナア市で、多神教徒 (al-mushrikīn) であるラーフィダの信仰所 (ma'bad) を破壊
		22	ヒムス	シリアのパルミラ市で、多神教徒の史跡 (ma'ālim al-shirk) を破壊
		26	ナジュド	クウェートで、多神教徒 (al-mushrikīn) であるラーフィダの信仰所 (ma'bad) を破壊 ※自爆攻撃
	7	7	サナア	イエメンのサナア市で、フースィーの多神教徒 (shirkī) の信仰所 (ma'bad) を破壊 ※自爆攻撃
		29	サナア	イエメンのサナア市で、イスマーイー派の信仰所 (ma'bad) を破壊 ※自爆攻撃
	8	8	ファルージャ	イラクのファルージャ市で、アッラーの代わりに信仰されている墓廟 (aḍriḥa) を破壊。
21		ダマスカス	シリアのカルヤタイン市で、アッラー以外が崇拝される (alladhī kāna yu'bad) 場所であるシリア典礼カトリック教会・聖エリアン修道院を破壊	
25		ヒムス	シリアのパルミラ市で、偶像崇拜者 (wathānī) の信仰所 (ma'bad) であるパアルシャミーン神殿 (墓廟含む) を破壊	

[出所] ISによるインターネット上の発表を元に筆者作成。

アを中心に、墓廟をはじめとした宗教施設を破壊している。破壊対象は「偶像」や「多神教 (徒の信仰対象)」と呼ばれ、「アッラーの代わりに信仰されている」、「アッラー以外が崇拝される」場所として、その破壊理由が説明される。また2015年以降は、北アフリカやペルシャ湾岸地域を「州

(wilāya)」と命名し、影響圏を拡大したかのように主張するのに伴って、破壊活動の地域を拡大している<sup>20)</sup>。これらは非支配地域での「テロ攻撃」であり、本稿が扱う社会形成に該当しないが、実行にあたっては同様の教義的根拠が採用されている。

一方、ISによる宗教施設の破壊には、組織としての勢力の誇示・拡大に向けた戦略的根拠もある。宗教施設の破壊は主に支配・拡大過程の初期に行われ、それはISにとって、当該地域の支配の開始を対外的に示す意味を持つ。というのも、重機や爆弾を用いて、軍事的重要性を持たない墓廟を破壊する、悠長と言える行為は、少なくとも戦闘地域では非効率的と考えられるからである<sup>21)</sup>。

また宗教施設の破壊が、教義的な「正しさ」に比した実践の「容易さ」を備えている点も重要である。例えば身一つで行える墓標の破壊は、若者や外国人のリクルートを行うISにとって、彼らを宗教的社会的形成の過程でてっとり早く活用する方法となり、一方の彼らにとっては、容易に「正しい」イスラームを実践し、自らのムスリム、あるいはIS構成員としての自覚を育む行為となりうる。

### 3 支配地域における宗教風紀取り締まり

続いて、宗教風紀の取り締まりであるヒスバの事態について整理したい。これにあたり、まずはヒスバについての基本的な理解を確認する。

#### (1) ヒスバをめぐる関心

従来ヒスバ (*ḥisba*) は、「計算」や「査定」を意味するアラビア語で、転じて、終末に審判者である神によって計られる善行を現世において人間が積むことを指す。その教義的根拠としては、「あなた方は一団となり、(人々を) 善いことに招き、善を命じ、悪を禁じるように」(イムラーン家章第104節)をはじめとするクルアーンの聖句が頻繁に引用される<sup>22)</sup>。例えばヒスバ論の古典である、シャーフィイー派法学者マールワディー ('Alī ibn Muḥammad al-Māwardī, 975-1058) の『統治の諸規則 (*al-Aḥkām al-Ṣulṭānīya*)』所収の「ヒスバの諸規則」では、「ヒスバとは、よいことがないがしろにされているときに、それを行うよう命じ、非難すべきことが行われるときに、それ

を禁ずることである」と説明される<sup>23)</sup>。

また、善を命じて悪を禁じるという内容から、ヒスバは「勸善懲悪 (*amr bi al-ma'rūf wa al-nahy 'an al-munkar*)」とも呼ばれ、それは人々が信仰生活を全うするための社会のあり方を意味する。イブン・タイミーヤは著書『ヒスバ (*al-Ḥisba*)』の中で、ヒスバを、社会において勸善懲悪を実現するための統治と説明する<sup>24)</sup>。

ヒスバの実践にあたり、風紀取り締まりを行う人物は主に「ムフタスイブ (*muḥtasib*)」と呼ばれ、宗教実践(礼拝、喜捨、断食など)、市場監督(度量衡や価格の管理など)、財産保護に及ぶ広範な取り締まりを役割とする<sup>25)</sup>。歴史学では、例えばK・スティルトがマムルーク朝(1250-1517)においてムフタスイブが担った市場監督や犯罪摘発、宗教指導といった多彩な役割を紹介し、それに応じて彼らが様々な呼ばれ方をしていたことを明らかにする<sup>26)</sup>。また佐藤は、ムフタスイブが用いた「ヒスバの手引き書」を取り上げ、彼らの取り締まりの対象区分や基準の一端を紹介する<sup>27)</sup>。

一方、近代以降、ムフタスイブの役割の多くは世俗機関に吸収され、ヒスバは事実上風化した。そのため、現代のヒスバ研究の多くは、ヒスバが制度として残るサウジアラビアに集中しがちである。森の研究は、ヒスバを行う勸善懲悪委員会を含む、政府系宗教機関の役割を網羅的に取り上げ、同国政府の進めるイスラームに則った社会作りについて説明する<sup>28)</sup>。またN・ムーリンヌの研究は、勸善懲悪委員会の組織形態や取り締まりの統計などから、同国におけるヒスバの動向を分析する<sup>29)</sup>。もっとも、近年の同国では「保守的」な社会からの脱却を目指す各種政策に伴い、ヒスバの役割が制限ないしは縮小される向きも見られる<sup>30)</sup>。このように、ヒスバをめぐるのはイスラーム特有の統治として関心が寄せられる一方、現代ではより社会の状況に即したあり方に注目が集まっている。

表2 ISのヒスバにかかわる報道などの概要

国	県	市町村	報道内容
イラク	ニーナワー	モスル	・煙草、水煙草、破れたジーンズ、欧米国旗のデザインが施された衣服、細身の服、女性へのハラスメントの取り締まり・有志国連合の空爆でヒスバ機関の建物が破壊
		不明	・廟の破壊、同性愛男性（高層建築から突き落として死刑）、強盗（銃殺の上死体を磔）、姦通（女性の首までを埋めて石打の死刑）の取り締まり
	サラフツディーン	不明	・イラク軍の空爆でヒスバ機関の高官が死亡
シリア	ラッカ	ラッカ	・煙草、麻薬、酒、賞味期限切れの食品、呪術師（斬首）、服装違反の取り締まり・喜捨の徴収・「ハンサー」部隊が少女を拘束、鞭打ち（理由不明）・女性メンバーが市内の写真撮った男性を拘束、服装違反で女性拘束・支配地域外への女性の旅行の禁止・物価を釣り上げる商人を取り締まらないことに市民が不満、抗議・有志連合の空爆でヒスバ機関の建物が破壊・ヒスバ機関のトップが離反、逃亡
	ダイルツザウル	ダイルツザウル	・礼拝不履行（鞭打ち 100 回と罰金 2,000 シリア・リラ）、女性の服装違反（鞭打ち 60 回と罰金 2,500 シリア・リラ）、喫煙（鞭打ち 60 回）、窃盗（手首切断）、姦通（石打で死刑）の取り締まり・喫煙した病院医師を拘束・顔を出していた女性を拘束、連行阻止を試みる市民に発砲、3 名殺害・ヒスバ機関のメンバーが外国人戦闘員 22 人を殺害・パトロール車に爆弾攻撃、5 人死亡
		マヤーディーン	・細身の服を着用した市民に警告・ボルノ映像を所持していた女性を拘束、これに関し別の男性を拘束・半ズボン穿いた男性を拘束・煙草密輸の男性を拘束・ヒスバ機関のナンバー・ツーの拷問・斬首死体発見。口に煙草を詰められ、付近に「シャイフ（お師さん）、これは悪ですよ」と落書き・武装者による襲撃を受ける
		ブー・カマル	・女性メンバーが肌を出していた女性 15 人を拘束（鞭打ち）、女性用商品の販売店で働く男性に注意・女性が居た商店を閉鎖・パトロール車への爆破攻撃を受ける・外国人武装者によるパトロール車への襲撃を受ける・爆破攻撃でサウジアラビア人とチュニジア人を含むメンバー 6 人が死傷・有志国連合の空爆でヒスバ機関の建物が破壊
		不明	・礼拝時間中の喫茶店における無線インターネット切断を指示・治安上の理由で夜間の外出及び商店の営業を禁止
	アレppo	アレppo	・煙草密輸（鞭打ち 50 回）、音楽器の所持（鞭打ち 90 回）の取り締まり
		アイン・アラブ	・有志国連合の空爆で 21 人が死亡・クルド人との戦闘で、ラッカ、アレppo からのヒスバ機関メンバー含む戦闘員 100 人以上が死亡
		マンビジュ	・窃盗（手首切断）の取り締まり・有志国連合の空爆でヒスバ機関の建物が破壊
	ハサカ	シャッターデー	・ヒスバ機関の幹部が敵対勢力により殺害される
	イドリブ	イドリブ	・市民による抗議運動が発生
リビア	トリポリ	トリポリ	・廟の破壊、商店の看板から写真を撤去、マネキン、違反アバーヤの押収
	ベンガジ	ベンガジ	・礼拝中の商売を禁止

[出所] アラビア語・英語の報道、ウェブ・サイト『シリア・アラブの春顛末記：シリア最新情勢』（<http://syriaarabspring.info/>、現代シリア・レバノン研究者である青山弘之氏を中心に開設・運営）、またイギリスに本部を置く NGO「シリア人権監視団（Syrian Observatory for Human Rights）」の発表などを元に筆者作成。

## (2) ヒスバへの取り組み

では、ISはどのようにヒスバに取り組んでいるのか。ISの組織体制については様々なものが報道などで伝えられているが<sup>331)</sup>、概ねヒスバ庁(dīwān al-ḥisba)と呼ばれる機関が取り締まりを行っている<sup>32)</sup>。同庁は司法機関の一部とされ、取り締まり、裁判、刑の執行という一連の流れが、しばしばISの広報資料を通して紹介される。例えば、2014年12月以降に発行されている映像作品シリーズ『ヒスバの男たち(Rijāl al-Ḥisba)』がある。同月発行の第1作では、ISの首都とも言われるシリア北東部ラッカ県を舞台に、煙草、マリファナ、コカイン、ウイスキー、賞味期限切れの飲食物を押収・破壊する様子が映し出される<sup>33)</sup>。また2015年1月発行の第2作では、同じくラッカを舞台に、呪術師の男性宅を搜索、トランプ、呪符、香料を押収し、彼を処刑する様子が映し出される<sup>34)</sup>。ここでは、ヒスバ庁と書かれた車両やイスラーム法裁判所が登場し、ヒスバが組織的に取り組まれている様子がうかがえる。

ただし、市中での取り締まりには、構成員とは思われない個人が参加している様子も見られ、特に上記に挙げた商品の押収・破壊には10代と思われる年齢の子供も加わっている。この点については、宗教施設の破壊と同様に、比較的容易であろう活動に若者を参加せしめ、彼らをイスラームに則った社会形成に貢献させることで、構成員あるいは「正しい」イスラーム社会の一員としての自覚を育む意味があると思われる。加えて、宗教施設の破壊同様、ヒスバの実施においても、その内容が当該地域の支配の程度と関係している面が見られる。この点について、具体的な取り締まり実績を通して確認したい。

## (3) ヒスバの実績

表2は、ISの発表と一般の報道の内、ヒスバへの言及が見られるものを取り上げ、具体的な取り締まり内容を地域別に整理したものである。対象時期は、宗教施設の破壊同様、2014年6月か

ら2015年8月の間である。

ISは服装や娯楽を中心とした取り締まりを実施しており、具体的な刑罰内容も一部については明らかにされている。一方、ヒスバの実施報告はイラク・シリア両北部を中心としており、これは同地域がISの主たる実効支配地域であるためと考えられる。日常生活にかかわる具体的なヒスバが実施されている場所ほど、ISの支配程度が強い様子がうかがえる。

逆に見れば、湾岸地域のような支配が及んでない地域ではヒスバの実施報告は見られない。支配程度の弱い地域でのヒスバへの言及は、取り締まりよりも戦闘活動がその内容の中心となっている<sup>35)</sup>。この点に関して、ISにとってヒスバが、必ずしも宗教風紀の取り締まりに特化したものではなく、墓廟の破壊を含む等、イスラーム社会の形成に向けた広範な活動を含むことが分かる。統治にかかわる戦略的観点からは、ヒスバが支配地域の宗教風紀を形成、維持するという対内的な役割と同時に、支配地域を敵対勢力から守るという対外的な役割も負っていると言えよう。

## 4 まとめ

カリフの名の下に宗教的社会を形成し、それを自組織の宗教的レジティマシーとするISにとって、宗教施設の破壊とヒスバの実施はカリフ制の意義を端的に示すための方法である。こうした宗教的社会の形成は、「厳しい統治」との誹りを免れないが、特にクルアーンとハディース、またイスラームの古典法学に根拠を求めることができるヒスバについては「誤っている」と批判される可能性は低い。政治戦略上では敵対するムスリム諸国も、例えば礼拝の不履行や飲酒を取り締まる社会を「イスラームに悖る」と批判することはできず、むしろ批判すれば自らがイスラームの名を騙っているに過ぎないことを傍証しかねない。

こうした、ISによる宗教的社会の形成が備える一種の「否定されがたさ」は、イスラーム諸国

による同組織への具体的な批判様式からも見て取れる。例えば、2014年8月、サウジアラビアのアブドゥルアズィーズ最高ムフティー（イスラーム法国家最高諮問官）は、同組織を「イスラームの一部ではない」、むしろ「イスラームの最たる敵」と評した<sup>36)</sup>。しかしながら、こうした各国の宗教権威による批判の多くは、ISの対外戦略を自国の治安や地域安全保障の観点から警戒するものの、同組織の統治を宗教的観点から詳細に吟味した上で否定するものではない<sup>37)</sup>。したがって、それらの批判は、少なくともISにとっては、自組織のイスラーム的正統性を減じさせるものとならないのである<sup>38)</sup>。

もちろん、だからといってISの取り組みが、宗教的社会的形成に向けたものとして肯定的な評価を受けるわけではない。宗教施設の破壊であれヒスバであれ、その暴力性や野蛮性が詳らかになることで、同組織が掲げるカリフ制は、他のイスラーム諸国にとって受け入れがたい統治と映るだろう。しかしながらこれは、イスラームはもちろんのこと、宗教施設の破壊やヒスバといった各取り組みに内在する性質というより、ISのイスラーム法の解釈の狭さや、戦争状況下での統治、特に「正しい」社会の形成という絶対的理想を求める統治が暴力を伴うることによるものである。このことを見落とせば、社会における宗教規範が一面的に「厳しい統治」となってしまう、「正統」、「異端」、また「過激主義」といったあらゆる宗教のあり方が同一視される危険も生じよう。この点、ISによる社会形成は、教義的根拠と戦略的根拠を含めた複数の要素を照らし合わせることで評価されるべきだと考えられる。

## 註

1) ISの組織成立の歴史、また総合的な情報について最も詳細な整理を行っている資料として以下が挙げられる。イスラーム過激派モニター班「『イスラーム国』の生態」『別冊・中東研究：中東各国動向（2014）』中東調査会、2015年、5-56頁。

- 2) 有名な例として名誉殺人が挙げられよう。ザヒア・スマイル・サルヒー「アルジェリアにおけるジェンダーと暴力——イスラミストの女性殺害に対する女性たちの抵抗」ザヒア・スマイル・サルヒー 編、鷹木恵子・大川真由子・細井由香・宇野陽子・辻上奈美江・今堀恵美訳『中東・北アフリカにおけるジェンダー——イスラーム社会のダイナミズムと多様性』明石書店、2012年、331-375頁。
- 3) 鷹木恵子「墓」大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之編『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年、742-743頁、大塚和夫「廟」同書、815頁。埋葬の仕方や参詣の様式については以下参照。加賀谷寛「墓」日本イスラム協会・嶋田襄平・板垣雄三・佐藤次高編『新イスラム事典』平凡社、2002年、387-388頁。
- 4) ここで言う「参詣 (ziyāra)」は、マディーナにある預言者ムハンマドの墓の訪問を含む場合もあるが、マッカ巡礼 (hajj/umra) とは区別される。
- 5) 大稔哲也「中世エジプト・イスラム社会の参詣・聖墓・聖遺物」歴史学研究会編『巡礼と民衆信仰』青木書店、1999年、224-261頁。
- 6) 守川知子『シーア派の聖地参詣の研究』京都大学学術出版会、2007年。
- 7) 墓の中の聖者は、訪れた人々の声に耳を傾けるとも言われる。Valerie J. Hoffman, *Sufism, Mystics, and Saints in Modern Egypt*, South Carolina: University of South Carolina, 2009(1995), p. 96.
- 8) 大塚和夫『異文化としてのイスラーム——社会人類学的視点から』同文館、1998年、117-134頁。
- 9) 鷹木恵子『北アフリカのイスラーム聖者信仰——チュニジア・セダダ村の歴史民族誌——』刀水書房、2000年、251-331頁。
- 10) Bernard Haykel, "On the Nature of Salafi Thought and Action," Roel Meijer (ed.), *Global Salafism: Islam's New Religious Movement*, London: Hurst, 2009, pp. 33-57, Richard Gauvain, *Salafi Ritual Purity: In the Presence of God*, N.Y.: Routledge, 2013, pp. 3-11. 特に墓廟参詣に特化し

たものとしては以下参照。Ondrej Beranek and Pavel Tupek, From “Visiting Graves to Their Destruction,” *Crown Center for Middle East Studies (Crown Paper)*, 2, M.A.: Brandeis University, 2009. もっとも、これらの研究では政治思想面に関心が集まりやすく、墓廟批判が中心的議題となるわけではない。彼らの墓廟批判により強い関心を払ってきたのは、聖者信仰やスーフィー教団といった、墓廟参詣を伴って批判される側を扱う研究だとも言える。東長靖「スンナ派とスーフィズム——ワッハーブ派への反批判をめぐって」竹下正孝編『イスラームの思考回路』栄光教育文化研究所、1995年、211-236頁、Esther Peskes, “The Wāhhābiyya and Sufism in Eighteenth Century,” Frederick de Jong & Bernd Radtke (eds.), *Islamic Mysticism Contested: Thirteen Centuries of Controversies and Polemics*, Leiden/Boston/Köln: Brill, 1999, pp. 145-161.

- 11) Uwaidah M. Al Juhany, *Najd Before The Salafi Reform Movement: Social, Political, and Religious Conditions during the Three Centuries Preceding the Rise of the Saudi Arabia*, Riyadh: King Abdul Aziz Foundation for Research and Archives, 2002, Natana J. Delong-Bas, *Wahhabi Islam: From Revival and Reform to Global Jihad*, London/N.Y.: I.B.Tauris, 2007(2004). なお、前掲の守川の研究でもワッハーブ主義勢力がイラクに侵攻した点に触れられ、同勢力がシーア派の聖地参詣を妨げたことが指摘される。守川、上掲書、44-46頁。
- 12) 大塚は、18-19世紀の東洋学者で、マッカやマディーナにも滞在したJ・L・ブルクハルトによる以下の発言を紹介する。「聖者の廟とそのドームの破壊は、ワッハーブ派が好んで行うようになったものである。ヒジャーズ、イエメン、メソポタミア、シリアで彼らが勝利した際に、いつも最初に行ったのがこれであった」(John L. Burckhardt, *Notes on the Bedouins and Wahabys*, vol.2. N.Y.: Johnson Reprint Corp, 1967(1831), p. 109) (大塚、上掲書、73頁)。なお、サウジアラビアにおける

墓廟破壊は、同国の支配領域の拡大に伴って行われたことから、ワッハーブ主義の思想的側面であると同時に、政治運動としての側面と捉えることもできる。もっとも、墓廟批判を伴う近代の正統スンナ派主義の思想潮流の事例として、西欧の植民地化を経験していないサウジアラビアは、中東地域において特殊と見なすべきかもしれない。例えば、人類学者のM・ギルスナンは、19世紀のトルコとモロッコを事例に、「真のイスラーム」を志向するウラマーの動向とそれによる聖者廟参詣への見方の変化を、植民地化を含めた西欧の影響を通して考察する。Michael Gilsenan, *Recognizing Islam: Religion and Society in the Modern Middle East*, London/N.Y.: I.B.Tauris, 2008(1982), pp. 36-46.

- 13) もっとも、以上に挙げた墓廟参詣及び批判は、それぞれの目的や機能において、必ずしも表裏一体ではない。そのため、墓廟参詣の是非を巡る両極の研究を組み合わせる眺めでも、そこから墓廟の位置づけを巡る体系的な議論を浮かび上がらせることができるとは限らない。
- 14) al-Dawla al-Islāmiya, *Dābiq*, vol.2, 2014, pp. 14-17
- 15) 「反対勢力は、ISが国内で、墓に付属するドームや建物、史跡や遺跡を破壊したと言う。それは確かであり、正しい行為である」。al-Dawla al-Islāmiya, *al-Qaul al-faṣl fī mashrū'īya hadm al-qubūr al-maz'ūma li-anbiyā' allāh (alay-him al-salām)*, n.p.: Maktaba al-himma, 2015, pp. 1-3. また、イエメンの法学者シャウカーニー (Muḥammad ibn 'Alī al-Shawkānī, 1706-1834) がものした『墓建立の禁止令の説明 (Sharḥ al-ṣudūr bi-taḥrīm al-binā' 'alā al-qubūr)』も配信された。ここではハディースに基づいて、墓を建立し、それを礼拝所とするユダヤ教徒とキリスト教徒の行為を異端行為とする説明がなされている。Muḥammad al-Shawkānī, *Sharḥ al-ṣudūr bi-taḥrīm al-binā' 'alā al-qubūr*, n.p.: Maktaba al-himma, 2015. ここで「いんちき」と述べられるのは、墓廟の存在自体よりも、むしろ墓廟が預言者のものであるとされることの信憑



- 性を否定するためである。
- 16) 各「州 (wilāya)」はISによる命名。
  - 17) al-Dawla al-Islāmīya, *Dābiq*, vol.2, 2014.
  - 18) 「ラーフィダ (rāfida)」とは、「(正しい教えを) 拒んだ者」を意味する、スンナ派によるシーア派への蔑称である。
  - 19) al-Dawla al-Islāmīya, *Dābiq*, vol.3, 2014.
  - 20) ISによって「州」と命名された地域は、必ずしも同組織の影響力が及ぶ場所ではない。イラク、シリア、リビア、また表1には見られないがアフガニスタンの一部(フラーサーン州)やチェチェンの一部(カウカーズ州)ではISの戦闘員が戦闘あるいは支配活動を行っているが、湾岸諸国ではISの影響を受けたと見られる一部の過激主義者による、組織的ではない墓廟破壊が行われている。
  - 21) この点、後述するように、湾岸諸国の墓廟破壊が少数あるいは単独による自爆攻撃なのは、同諸国におけるISの支配力が無い、あるいはきわめて低いことを示唆する。
  - 22) 同様に、預言者ムハンマドの言行集であるハディースでは次のものが頻繁に引用される。「あなたたちの誰でも、悪行を見かけたら自分の手でそれを変えるようにしなさい。それができなければ自分の舌で。それもできなければ心で。だがそれは最も弱い信仰である」(サヒーフ・ムスリム：信仰の章78)。
  - 23) アル＝マーワルディー『統治の諸規則』(湯川武訳) 慶應義塾大学出版会、2006年、576頁。
  - 24) Taqī al-Dīn Aḥmad ibn Taymīya, *al-Ḥisba*, n.p., n.d., p.9.
  - 25) Ibn Taymīya, *Public Duties in Islam: The Institution of the Ḥisba*, translated by Muhtar Holland, Markfield: The Islamic Foundation, 1985, pp.29-33.
  - 26) Kristen Stilt, *Islamic Law in Action: Authority, Discretion, and Everyday Experiences in Mamluk Egypt*, New York: Oxford University Press, 2011.
  - 27) 佐藤次高『砂糖のイスラーム生活史』岩波書店、2008年、91-101頁。
  - 28) 森伸生「サウディアラビアの体制派宗教勢力」日本国際問題研究所編『サウディ・アラビアの総合的研究』, 日本国際問題研究所, 2001年, 171-172頁。
  - 29) Nabil Mouline, *Les Clercs de l'islam: autorité religieuse et pouvoir politique en Arabie Saoudite, XVIII<sup>e</sup> - XXI<sup>e</sup> siècle*, Paris: Presses Universitaires de France, 2011, 259-297.
  - 30) 高尾賢一郎「サウジアラビアにおけるヒスバの継承と展開——勸善懲惡委員会を事例に」『イスラム世界』83号、31-58頁、2015年。
  - 31) アブドルバーリ・アトワーン『イスラーム国』春日雄宇訳、中田考監訳、集英社、2015年、54頁。
  - 32) ただし、一般の報道に見られる呼称は、アラビア語で「宗教警察 (shurṭa dīniya)」、*「イスラーム警察 (shurṭa islāmīya)」、英語で「宗教警察 (religious police)」、*「宗教警察部隊 (religious police force)」、*「ジハード主義者警察 (jihadist police)」、*「イスラーム国警察 (IS police)」など、様々である。
  - 33) al-Dawla al-Islāmīya, *Rijāl al-Ḥisba*, vol. 1, 2014.
  - 34) al-Dawla al-Islāmīya, *Rijāl al-Ḥisba*, vol. 2, 2015.
  - 35) 例えばクルド人との戦闘を経て撤退したとされるアイン・アラブ地域が挙げられる。
  - 36) *Aljazeera English*, "Islamic State is our top enemy: Saudi mufti" (19 Aug., 2014, web site).
  - 37) もちろん、自国もヒスバを採用するサウジアラビアは、ISのヒスバによる統治を、相対的に「厳しい」と評することはできても、イスラームに悖ったものとは批判できない。なお、2014年10月以来、ISのイラク側支配地域に対する米国主導の有志国連合による空爆作戦が展開されているが、サウジアラビアはアラブ諸国側の主導的立場にいる。同国の宗教人類学者マダウイー・ラシードは、「ISの刑罰を採用している」サウジアラビアが、周辺ムスリム諸国の対IS連合の旗手となっていることを「皮肉」と評する。Madawi Al-Rasheed, "Saudi Arabia beheadings in stark contrast with fight against IS," *al-Monitor* (20 Jan., 2015, web site).

38) イスラーム学者の中田考は、ムスリム諸国の支配者らのIS批判が、「枝葉末節のあら探しや、本質を偽った詭弁に終始」したものに陥ると評する。中

田考『カリフ制再興——未完のプロジェクト、その歴史・理念・未来』書肆心水、2015年、191頁。